

省エネ法(荷主)の取組 Step by Step!



Step1 まず荷主の範囲を確認しよう!

Step2 特定荷主かどうか確認しよう!

Step3 エネルギー使用量を把握しよう!

Step4 削減取組の計画を立てよう!

Step5 取組を実践し、PDCAサイクルを回そう!

この資料の見方

- この資料では、省エネ法に基づき荷主が取り組む場合の一般的な流れを示しておりますが、各荷主の実情に応じて適切な進め方をさせていただいて構いません。
- 説明に当たり、以下のような仮想的なA社の事例を取り上げています。

業種	化学工業
事業場	本社 東京都 B工場: β (素材)の製造 茨城県 C工場: γ (加工品)の製造 千葉県
事業形態	原料 α から β を製造。 β は γ の材料として自社使用するが、 β も特定顧客に外販。 γ は多数の顧客に販売。
物流形態	自家物流はB工場－C工場間のみ 工場毎に複数の輸送事業者へ委託

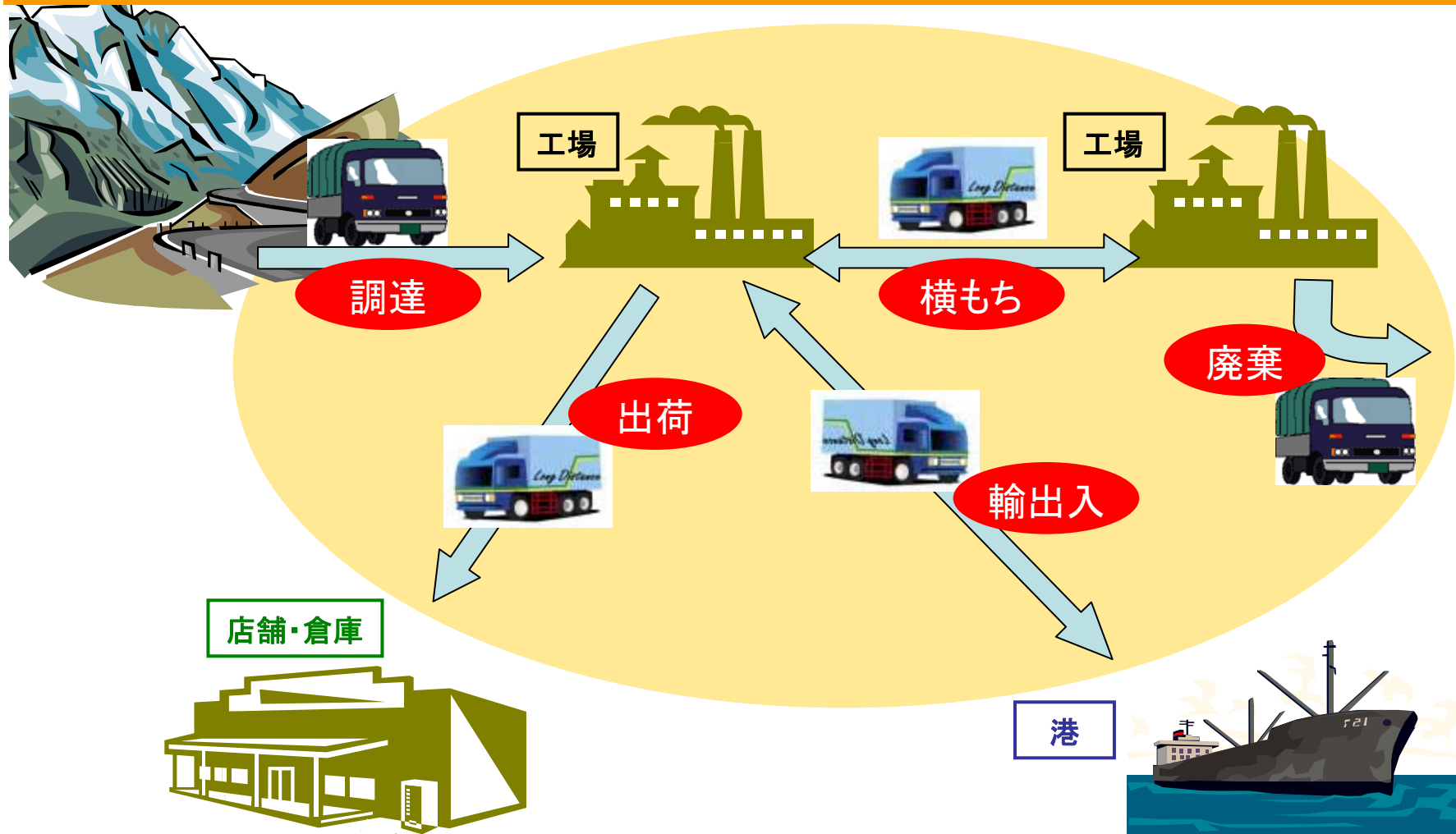
Step1 まず荷主の範囲を確認しよう！

- **省エネ法での荷主の範囲**
- **調達物流:どちらが荷主か？整理しましょう**
- **販売物流:荷主としての輸送の中心です**
- **横もち物流:工場間輸送など忘れてませんか？**
- **廃棄物物流:マニフェストを確認しましょう**
- **荷主の範囲の整理:忘れがちなチェックポイント**

省エネ法での荷主の範囲

- 荷主としての把握範囲は輸送させる貨物の所有権がある範囲です。産業廃棄物は排出者責任の範囲です。
 - 輸送事業者に委託した場合だけでなく、自ら輸送する場合を含みます。
 - 製造委託等、所有権範囲によりがたい場合は例外的にコスト負担範囲等を補完的に用いて整理することができます。
 - ※所有権によらない場合の考え方については、運用指針やQ&A等で詳細を確認してください。
- 国内輸送のみが対象です。このため、輸出入の場合通関の場所が境界です。
- 継続的に行う輸送が対象となります。このため事業所の移転に伴う輸送等は対象となりません。
- 事業所単位ではなく、事業者(企業)全体の輸送が対象となります。
- このため、「調達」「販売」「横もち」「廃棄」が一般的に対象となる可能性があります。

省エネ法での荷主の範囲(イメージ)



- ・荷主としての把握範囲は貨物の所有権がある範囲です。産業廃棄物は排出者責任の範囲です。
- ・国内輸送のみが対象となるため、輸出入の場合通関の場所が境界です。

調達物流：どちらが荷主か？整理しましょう

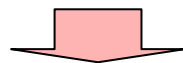
- 一般に、届出先で検品し所有権を移転する場合、調達物流は荷主の範囲に含まれません。
- しかし、調達側が荷物を取りに行きそこで所有権を移転する場合には、調達物流も荷主の範囲に含まれます。
- 所有権範囲が基本となっておりますので、契約上の取り決めを確認しましょう。

- 調達物流で荷主になる場合の例：
 - 調達側がミルクランで調達する場合
 - 輸入原料を陸揚げした時点で受領し、輸送する場合
 - VMI倉庫に納入を受けその在庫を自ら保有し、輸送する場合

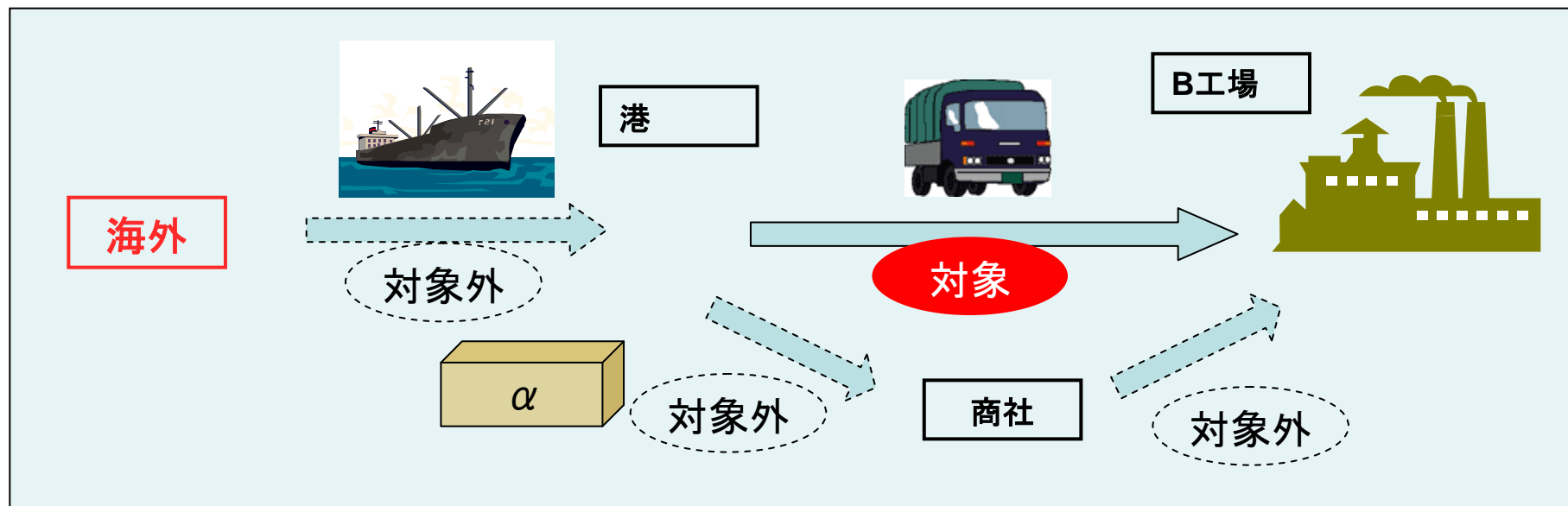
調達物流：A社の場合

A社では、以下のような外部からの調達がありました。

- 原料 α は海外からの直接調達分と、国内商社を経由した調達分がある。
- 海外からの調達分は港で陸揚げし、通関した時点で所有権移転がなされる。
- 国内調達分は商社がB工場に届けた時点で所有権移転がなされる。
- C工場は社外からの調達は無い。



輸入原料の輸送で港からB工場までの輸送が荷主としての輸送です。



販売物流：荷主としての輸送の中心です。

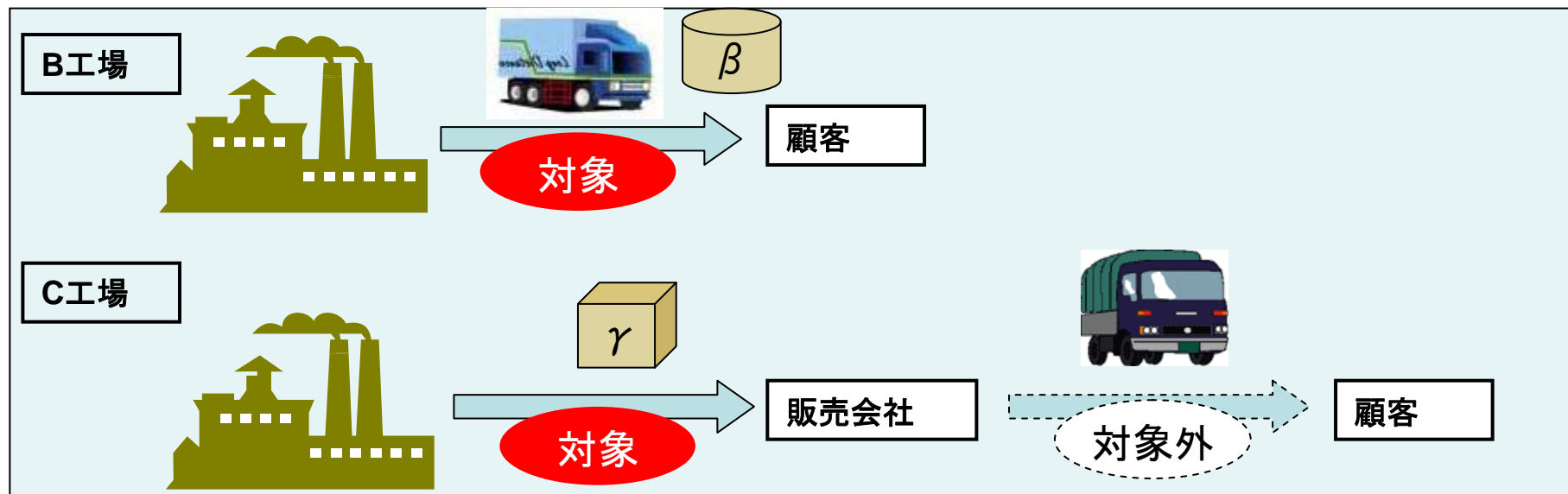
- 一般に、出荷側・販売側が届け先に届けた段階で所有権が移転するため、販売物流は荷主としての輸送の範囲に含まれます。
 - ※所有権は契約に基づき設定されます。しかし契約に明文化されていない場合には購入した物品が特定できる段階、すなわち通常は納入し検品が完了した段階で所有権が移転されます。
- 販売物流で荷主になる場合の例：
 - 購入先に向け出荷する場合
 - ※小売の物流センターに納品した場合であっても店舗に届くまで所有権が移転しない場合には店舗までが荷主の範囲となります。
- 販売物流で荷主にならない場合の例：
 - 調達側がミルクランで調達する場合
 - VMI倉庫に納入を受けその在庫を調達側が保有し、輸送する場合

販売物流：A社の場合

A社では、以下のような販売物流を行っています。

- 素材 β は直接顧客までB工場から輸送し、届け先で所有権移転がなされる。
- 加工品 γ は原則販売会社に販売し、販売会社に届けた時点で所有権を移転。最終消費者には販売会社が販売している。

B工場から顧客までの β の輸送、C工場から販売会社までの γ の輸送が荷主としての輸送です。



横もち物流：工場間輸送など忘れてませんか？

- 自社工場間での輸送については、一般に所有権を持ち荷主の輸送に含まれます。
- 構内輸送については、基本的に工場・事業場でのエネルギー使用に含まれます。
 - ただし、貨物輸送として一体的に管理されている場合には、荷主の輸送として算定することができます。その境界線については、事業者が輸送の現状に即して自ら定義します。
 - 工場・事業場のエネルギー使用量と荷主としてのエネルギー使用量の算定範囲について、漏れなく重複がないこと、年度ごとに一貫していることに注意して定義してください。

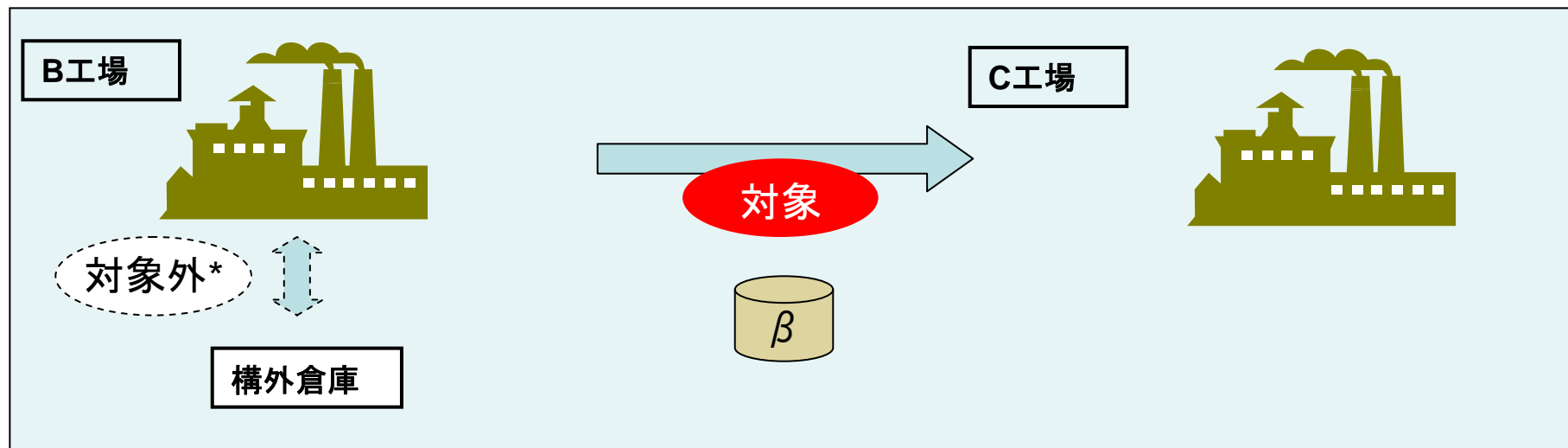
横もち物流：A社の場合

A社では、以下のような横もち物流を行っています。

- 素材 β はB工場からC工場に輸送している。
- B工場では素材 β について工場の一部として機能している構外倉庫への出し入れをしている。



B工場からC工場までの β の輸送が荷主としての輸送です。
上記構外倉庫への出し入れは構内輸送の一部と整理しました。



*対象外とした場合、工場・事業場としてのエネルギー使用に含むことになります。

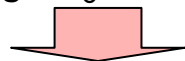
廃棄物物流：マニフェストを確認しましょう

- 産業廃棄物の輸送は排出者責任の範囲で把握するのが基本です。
 - 処理委託の直接的な当事者となる範囲(一次運搬先まで)については原則として把握します。
 - 以下の両方を満たす場合には算定範囲から除外することができます。
 - ✓二次マニフェストが発行され、収集運搬業者への廃棄物輸送の委託の直接的な当事者ではない場合。
 - ✓輸送形態(トラックの種別等)や着地点等を指定できない(把握できない)ため算定が困難である場合。
- 事業系一般廃棄物の輸送は、産業廃棄物を参考に可能な範囲で把握します。

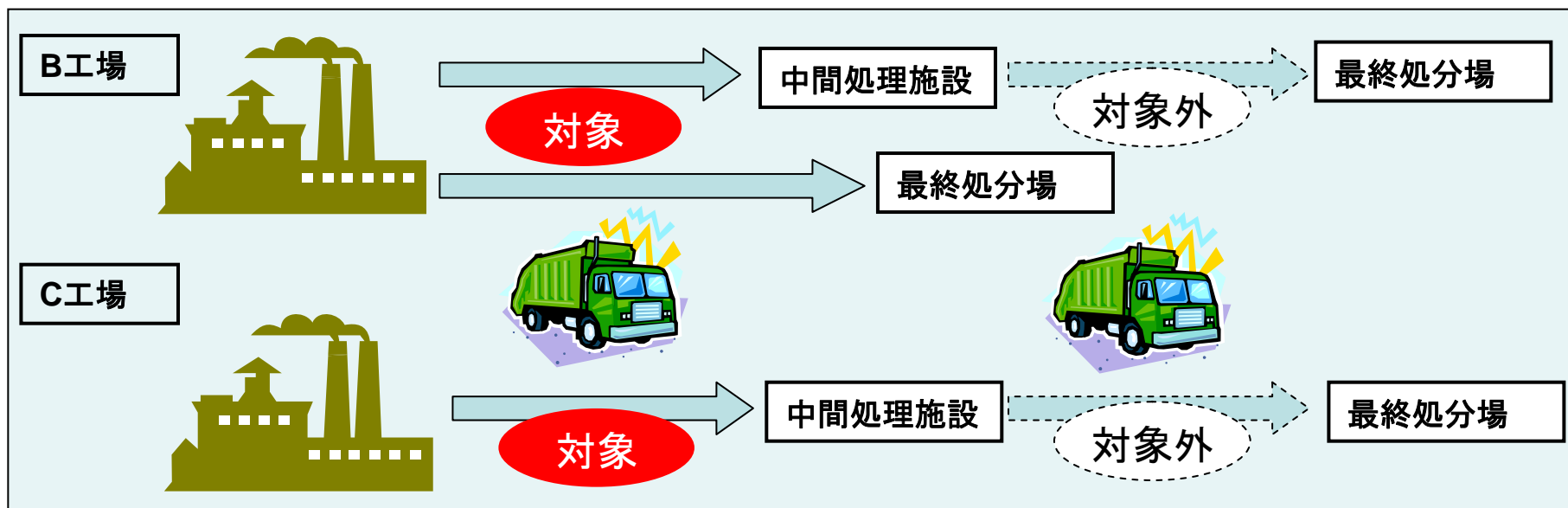
廃棄物物流：A社の場合

A社では、以下のような廃棄物物流を行っています。

- B工場では一部は最終処分場に直接、一部は中間処理施設に輸送している。
- C工場では全て中間処理施設に輸送している。
- 両工場とも中間処理施設に輸送した廃棄物は減容化等を行い、中間処理施設からの輸送の当事者ではない。
- 事業系一般廃棄物は発生していない。



両工場から一次運搬先(中間処理施設又は最終処分場)までが荷主としての輸送です。



荷主の範囲の整理：忘れがちなチェックポイント

• 下記のような輸送を忘れていませんか？

- 宅配便
- 手紙・はがき（社内メール含む）
- 販促品・サンプル商品・カタログ・什器
- 包装資材：空き容器等をまとめて輸送している場合
- レンタル・リース品

- ただし、小規模輸送として省略できる可能性もあります。

• 物流部門が取り扱っていない荷物の輸送でも荷主としての輸送に含まれる可能性があります。再度重要なものがないか、確認しましょう。

荷主の範囲:A社の場合

A社では、荷主の範囲を確認した結果、以下のように整理しました。

- C工場の一部顧客向け直接販売で宅配便を使用しており、荷主の範囲に含む。
- 手紙やはがきはあるが、料金からトンキロを推定するとごく少量と想定される。

※小規模輸送かどうかは後で確認します。

